

会 議 録

1 会議名

第9回浦川原区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

(1) 諮問（公開）

ア 施設使用料の変更について

(2) 報告（公開）

ア 会長報告

（報告なし）

イ 委員報告

（報告なし）

ウ 市からの報告

- ・除雪体制について
- ・ゆあみの学習会について
- ・浦川原運動広場の施設について
- ・十日町市松代におけるバスの運行について

(3) 協議（公開）

ア 地域活動支援事業報告会の開催について

イ 地域協議会だよりの発行について

ウ 次回の開催日について

(4) その他（公開）

3 開催日時

平成27年1月23日（金）午後6時00分から午後7時29分まで

4 開催場所

浦川原コミュニティプラザ 市民活動室4、5

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

- ・委員：五十嵐輝義、池田幸博、北澤誠、杉田昭一、中村丈一、藤田宏裕会長、水澤幸博、村松勝藏副会長、村松恵子、村松千恵子副会長、山崎正幸
- ・事務局：浦川原区総合事務所奥田所長、木村次長、大場総務・地域振興グループ長、春日産業グループ長、竹内建設グループ長、南雲教育・文化グループ長、総務・地域振興グループ保高班長、教育委員会体育課國元課長

8 発言の内容

【藤田会長】

ただ今から、平成26年度第9回浦川原区地域協議会を開会いたします。本日の出席者は11人全員であります。地域自治区の設置に関する条例第8条第2項により、委員の半数以上が出席していますので、会議が成立することを予め確認いたします。

次に、上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則第5条第2項により、この会議の会議録の内容については、地域協議会が指定した方の確認をいただくことになっております。本日の会議録は、山崎正幸委員にご確認いただきたいと思います存じますが、よろしいでしょうか。

【山崎委員】

はい。よろしいです。

【藤田会長】

よろしくお願いいたします。

それでは「2 諮問」の「(1) 施設使用料の変更について」、資料1-1から1-3についてご説明いただきます。

使用料金の値上げということですが、この件については第7回の地域協議会でご説明をいただいております。南雲教育・文化グループ長からお願いできますか。

【南雲教育・文化グループ長】

説明の前に、教育委員会から体育課長が来ておりますので挨拶を申し上げます。

【体育課國元課長】

皆様お疲れ様です。教育委員会で体育課長を仰せ遣っております國元清光と申します。本日は私ども、体育課が所管する浦川原運動広場野球場、浦川原プール、浦川原体育館の3施設にかかる使用料の改定について、諮問させていただきたく、こちらへお邪魔しました。どうぞよろしくお願いいたします。

詳細の説明は南雲グループ長にお任せしますので、よろしくお願いいたします。

【南雲教育・文化グループ長】

それでは、私から説明いたします。

これまで、検討を進めてまいりました公の施設の使用料の見直しに関し、浦川原区にある施設の使用料を改定することにより、浦川原区の皆様の生活に及ぼす影響等について諮問いたします。

この度の施設使用料の見直しの考え方につきましては、昨年11月21日開催の第7回地域協議会で、行政改革推進課から説明をさせていただいておりますが、個々の施設の使用料改定案の説明に入る前に、改めて概要の説明をさせていただきます。

現在、集会施設や体育施設などの多くの施設において、維持管理経費に対する使用料収入の割合は低い水準に留まっており、結果として施設を利用しない人を含む全市民の税金によって施設管理費の多くを賄っているという状況です。また、同種の施設において老朽の度合いや設備の充実度など、サービス水準が異なる場合でも同一の使用料となっており、施設の性能やサービスの程度に応じた負担の差別化が図られていないという実態があります。

こうした状況を踏まえ、現行の公の施設の使用料について、施設の利用者と利用者以外の方々との公平性を確保する受益者負担の観点、施設の性能、サービスの状況に応じた負担の明確化、差別化を図る観点から、それぞれ見直しを行うものであります。

今回の見直しの結果、全体で74施設において使用料の増額改定をさせていただきたいと考えており、浦川原区におきましては、3施設の料金を改定させていただきたいと考えております。施設使用料の算定は、それぞれの施設に掛かっている維持管理経費を基に、原価を算定し、各貸出スペースに掛かっている1時間あたりのコストを算出して料金の基本といたします。ここに、設備の充実度や建築経過年数等の付加価値に応じて100%、75%、50%の3段階の負担割合を乗じ、施設の性能やサービス水準に応じた使用料となるよう補正を行います。なお施設使用料の見直しにより、見直し後の使用料が現行使用料より著しく高額となる場合には、利用者負担の過度な増加を防ぐために、激変緩和措置として、原則、現行使用料の1.5倍を改定上限額といたします。

一方、こうした方法で算定した使用料が、現行使用料を下回った場合は、使用料収入の水準が総じて低い状況であることを踏まえ、現行の使用料を維持することとさせていただきます。

概略は以上となりますが、本日、諮問させていただいた施設使用料の改定につきましては地域協議会から答申をいただいた後、平成27年3月の市議会定例会に使用料改定の条例改正を提案し、10月からの施行を目指してまいります。

次に、使用料の見直しと併せて、現在、検討を行っている使用料の減免基準の見直しについて説明させていただきます。施設使用料については、現在、条例及び減免基準に基づいて、地縁団体や少年スポーツ団体等を対象に50%又は100%の減免措置を行っております。この減免措置につきましては、減免対象となる団体が、過大な利用予約をするために、一般利用者の施設利用が制約されているといった事例や、減免基準の運用が施設によって異なるといった戸惑いの声を、施設管理者や市民の皆さんからお聞きしていることから、減免基準の在り方について、見直しを行っているところであります。

この基準の見直しに当たっては、本年度実施した市政モニターアンケートや、それぞれの施設窓口におけるアンケート結果のほか、施設利用者、指定管理者、公募市民等により構成される上越市公の施設使用料の減免基準等の見直しに関する懇談会を設置いたしまして、検討を進めております。この懇談会はこの間、2回会議を開催し、現行の減免基準の運用に関する様々な課題や、減免基準の在り方に関するご意見をいただいております。今後は各種団体による施設の利用実態や、市内の施設管理に携わる関係部署の意見などを把握しながら、懇談会における減免基準の見直し方針の取りまとめに向けて検討してまいります。また、減免基準は全市的な運用指針であるため、見直しに当たり地域協議会への諮問という形式をとることは考えておりませんが、見直しの基本方針がまとまり次第、地域協議会の皆様にご説明させていただきます。なお、減免基準につきましても見直し検討の結果、現行の内容を変更することとなった場合には、使用料の改定時期と合わせて、本年10月から新たな減免基準を適用してまいりたいと考えております。

それでは、諮問させていただいた3施設の使用料の改定について、説明させていただきます。

(資料1-1から1-3に沿って説明)

【藤田会長】

今、運動広場野球場、浦川原プール、それから浦川原体育館の使用料にかかるご説明をいただきました。3施設の資料を見比べていただきますと、上の文章と下の諮問理由は内容が一緒ですので、この部分を1施設分だけ読み上げて、3つの諮問に対して質問、意見をいただくことにいたします。

(上越市浦川原運動広場野球場にかかる諮問を音読)

ほかには浦川原プール、浦川原体育館となっております。文面は同じですので、この3つについてご意見、ご質問をいただきます。

【中村委員】

資料1-2のプールですが、資料2枚目の変更後の使用料は、中学生以下1人2時間100円、1コインで入れたものが、今後は140円ということです。プールに行くのはほとんどが子どもですが、140円持ってプールに行くとなると、10円玉を持って行かなければならないので、結構、子どもにとっては負担かなと思います。140円かかると利用が減るのではないかということと、年数が50年近く経っていますので、値上げすると更に利用が減るのではないかということ、それから年間で原価計算していますが、通常の施設とは違いたった2か月しかオープンしない期間の短い施設ですので、できれば据え置いていただけたらと思います。

【藤田会長】

一括してご意見等を受けたいと思います。他に何かありますか。

【村松恵子委員】

浦川原プールと同程度の規模、耐用年数のプールは市内に他にあるのでしょうか。また、その使用料はいくらくらいなのでしょう。それをお聞きしたうえで中村委員のご意見について考えてみたいと思います。

【南雲教育・文化グループ長】

プールは2か月程度しか使用していないとのことと、かなり老朽化しているというお話でしたが、それぞれ補正の中で経過年数、それと年間の使用日数、時間等を加味して算定させていただいています。補正の中に入っているということでもあります。

それから、140円になると子どもにとっては現金の扱いが心配だというご意見は、確かにそのとおりではありますが、全市で統一した算定基準に基づいて出てきた数字ですので、この施設だけ違った取扱いという訳にはいかないことをご理解いただきたいと思っています。

それから、他にもいろいろと施設がございますが、同じような水準になっているはずで、仮に今まで違っていたとしても、この統一した算定方法で合わせてまいります。施設を利用できる期間は概ね一緒だと思いますが、それぞれの施設の老朽化の程度、利用期間等から、それぞれの利用料を算定しておりますので、今後は統一した水準になるということをご理解いただきたいと思っています。

【中村委員】

使用料の見直しの考え方の資料があり、それに従って全市的に統一した基準で改定を決めたということは分かりますが、それであれば別に諮問しなくても良いのではないで

すか。各地域の実状なりを勘案して地域協議会に諮問している訳ですから、基準でこうですよということなら諮問する必要はない訳ですよ。議会に使用料の改定議案をポンと出していただければ良い訳で、やはりそこはそれぞれの地域の実状なり歴史的なものもあるということ、各地域協議会に諮問している訳ですよ。子どもが普通のお店に行くのと違って、プールへ行くのですよ。そんなに持ち物はいっぱい持って行けませんよね。100円玉一個、1コインを持って出るなら簡単なのですが、それを140円だ、280円だとか、持って行かれますかね。お釣をもらうこともできますが、子どもの立場を考えると1コインが良いだろうと感じました。敢えて基準に合わせる必要なら、別に諮問する必要がないと思います。諮問するということは、やはり委員の中に何か考えがないかということをお尋ねになっている訳ですので、私個人としては、この改定について「良いですよ」という訳にはいかないのですが、ただ協議会として全体の多数決なり話し合いの中で、この案で行きましょうということになれば、それに従うことはやぶさかではありません。

【藤田会長】

分かりました。他にご意見をいただきたいと思いますが、村松恵子委員は中村委員と同じ考えということよろしいですか。

【村松恵子委員】

はい、同じです。

【村松勝藏副会長】

参考までに、それぞれの施設の借地の関係、合併前市町村である13区にはいろいろな施設があると思いますし、上に建てられた施設については統一することですが、所有地であるか借地であるか、土地についてはいろいろと条件が違うものと思います。今、諮問に上がった3施設について、借地があればどの程度あって、年間どの位借地料を払っているのかが分かりましたら、聞かせていただきたいと思います。

【南雲教育・文化グループ長】

それぞれの施設についてお答えします。

まず、野球場には一部借地があります。借地料は運動広場全体にかかるものですが、240万円位です。プールには借地料は発生していません。体育館は157万円ほどです。

【村松勝藏副会長】

借地料によって、他にお金が掛かる訳ですよ。この算定では、市の所有地に建って

いる施設と借地の上に建っている施設とで算式は違うのでしょうか、統一なのでしょうか。

【南雲教育・文化グループ長】

この算定の基準となる維持管理経費の中には、土地の購入費等はもちろん入っておりませんので、借地料も除いてあると思われませんが、少しお待ちください。確認します。

【村松勝藏副会長】

要するに、施設の償却、企業ですと償却年限がありますよね。そういったことの他に賃借料が掛かるということですから、別の扱いとなっているのか、借地の上に建っている資産についてはそれも含まれて賃料に反映しているのか、その辺をお願いいたします。

【南雲教育・文化グループ長】

賃借料が維持管理経費の原価に含まれているかどうかということですよ。

【木村次長】

確認して参りますので、少しお時間をいただいてよろしいでしょうか。

【藤田会長】

それでは、施設使用料の算定基礎には管理料を用いるということと、借地料がこの管理料の中に含まれているかということでございます。今、調べていただいていますので分かると思いますが、感覚的には借地料は別途だと考えて良いかなと思います。

一方、中村委員がおっしゃった、使用料が半端で10円玉が4枚必要だということにつきましては皆さんいかがでしょうか。既に全体の部分については説明を受けていることとして、全市的に同じ網掛けをしているということですので、ご意見としてお伺いし、諮問は認めていくという形を取りたいと思いますが、いかがでしょうか。

【池田委員】

私は、藤田会長の考え方に賛成で、協議会としてはそういう方向が良いと思います。

【藤田会長】

他にご意見ありますか。中村委員がおっしゃるように、プールへ行くのに持ち物は少ないほうが良いというお話ですので、しっかりと詰めていただくようお願いしたいと思います。

村松勝藏副会長のおっしゃった借地料の件は、分からなければあとで調べてご報告いただくことにすればと思いますが。

【村松勝藏副会長】

今の使用料の問題は分かるのですが、非常に難しいと思いつつも、借地料についても

金額を下げる努力をされているのかどうかをお聞きしたいのです。

【藤田会長】

それについてはいかがですか。全市的な問題になってきて、特に浦川原の場合は借地に公共物が建っていることが非常に多いということなので、財政がひっ迫している中でどうなのだという事だろうと思います。どなたからご回答いただけますか。

【木村次長】

借地料については、一応、市でひとつの目安というものを持っておりまして、統一的にその金額でお願いしたいということを繰り返しお願いしています。ただ昔からのお約束の中での経緯もございますので、一方的にこちらのほうから「これで」という訳にもいきません。そこは双方の話し合いの中で、できればご協力いただきたいということで、繰り返しお願いしているところです。

基本的には評価額の5%と固定資産税を加えた額を借地料の一つの目安として、全市的にほとんどの土地についてはこの基準でお願いをしている状況でございます。これより高い金額で契約させていただいている地権者の皆様方には、毎年、ご協力をお願いしておりますし、これからも繰り返しお願いをしてみたいと思っております。

それから先ほどのお話にありました、使用料見直しにかかる維持管理経費の中に借地料が入っているのかという件ですが、借地料は除外しているということで確認が取れましたのでご報告いたします。

【村松勝藏副会長】

ありがとうございました。それで、この借地料で年間かなりの金額がかかっているものと思います。特に13区については、言葉は悪いですが「なあなあ」な部分で決まっていると個人的には感じています。こういったことは非常に難しいでしょうが、やはり交渉して少しでも、1円でも安く借りられるような努力を是非していただきたいと思っております。

【藤田会長】

村松勝藏副会長の意見は、行政の方々も心得ていただいて、我々も参考意見としていただいた上で、これから注視していきたいと思っております。

それと使用料につきましては、中村委員の建設的な意見もございましたが、池田委員の全市でネットを掛けているので、これで進めたらどうかという2つの意見がございました。いかかでしょうか。諮問どおりに承認していただきたいと思っておりますが、皆さんよろしいでしょうか。

【杉田委員】

先ほどのプールの件は、中村委員が言われたから良いのですが、野球場も200円が290円になり、体育館関係は全部1.5倍。先ほど最初の説明で、基本的な方向としては上限を1.5倍にするということで、体育館もそのようになっていますが、プールや野球場はこの1.5倍より少なく見積ってあります。これはなぜでしょうか。やはり地域性などを考えていただいたということなののでしょうか。

【南雲教育・文化グループ長】

先ほど申しましたとおり、算定の方法に当てはめて計算をしたところこうなったということです。ちなみに体育館につきまして、算定上は補正後、1,600円ほどになりますが、1.5倍に抑えて1,200円ということでございます。

【藤田会長】

それでは、ご意見がないようですので、この3件の諮問を地域協議会として了解するというところでよろしいでしょうか。

(会場内から「はい。」の声)

ありがとうございました。3件の諮問については了解すると答申したいと思います。それでは、体育課長はこれで退席されます。ご苦労さまでした。

(國元体育課長、退席)

続きまして、「3 報告」事項に移りたいと思います。

「(1) 会長報告」でございますが、今回は特に持ち合わせておりません。

「(2) 委員報告」は何かございますか。よろしいでしょうか。

(会場内から「はい。」の声)

それでは「(3) 市からの報告」の「① 除雪体制について」を、資料2によってご説明いただきます。竹内建設グループ長、よろしく願いいたします。

【竹内建設グループ長】

(資料2に沿って説明)

全委託業者5社のうち、12月に入って降雪後にスノーポールを設置した業者は3社ありました。遅れた主な原因を確認しましたところ、10月の天候が悪く、舗装修繕等の作業が遅れて11月にずれ込んでしまい、作業員の手配ができずに結果的にスノーポールの設置が遅れてしまったということでした。総合事務所としても確認を怠っていた面もありますので、今後、こうしたことがないように対応したいと思っております。

資料にはありませんが、1月21日の水曜日に除雪業者と除雪作業に関する意見交換

会を行っております。その会議の冒頭で、今までに寄せられた苦情の状況などを、業者にお話しいたしました。苦情の例として「例年に比べて家の周りの出入口に雪を多く残していった」「昨年まで2車線を確保していたのに、1車線しか除雪していない」があり、この苦情に関しては後から確認しましたところ、大雪だったためにまず1車線を空けてその後に2車線目を行ったということでした。それから「正月の早朝で積雪が2、3cmだったのに除雪をしている。税金の無駄遣いではないか」という電話もありましたが、お名前や、該当の場所等をお尋ねしても教えてくださらなかったため、確認ができませんでした。また、「除雪が遅い」「新聞配達をしているが道が悪いのでガソリンが余計にかかってしまう。ガソリン代を請求してよいか」という苦情もありました。そういった苦情を紹介させていただいて、事務所から業者にお願いという形で、このことは東維持管理事務所とも確認済みのことですが、国、県道と市道との交差点の雪の処理は、後から行った除雪車が行うという申し合わせになっておりますので、再度、業者に確認をいたしました。なお、交差点が雪庇により、極端に左右の確認をしにくくなっている場合には、少し雪を落として見通しが良くなるよう配慮をお願いしました。

対話の中で、業者の除雪体制や人員の確保がどのような状況になっているかをお聞きしましたが、公共事業が減っている中で、余裕を持って人材を確保することが難しく、かと言って除雪に穴を空けることができないので、ぎりぎりの中で一生懸命に頑張っているとっておられました。一人のオペレーターが2路線、3路線を覚える方策をとって、休んだりした場合の対応等を図っているというお話しでした。

また、若い人を入れるようにしておりますが、オペレーターの高齢化が進んでいて、なかなか厳しい状況であるという話もあり、免許があってもすぐに実践できない、夏場の道路の把握も必要で、習熟するには3年くらいかかるという話もあり、業者さんも苦労や工夫をされている状況が分かりました。

業者からも意見として、「今冬のオペレーターは雪を残して、下手ではないか」という電話が業者に入ったということでした。除雪の後に降ることもあり、その雪ではないかということでしたが、人間が替われば除雪も若干、変わってしまうのはやむを得ないので、ご了承願いたいとのことでした。

また、春先除雪に関しましては、地主が「やきもき」しないように早めの雪戻し等をお願いしたいという業者からの要望でした。遅くすればそれだけ経費も安上がりになる訳ですが、排雪場所の協力を得ている都合もありますので、業者から現場の声を教えていただきたいとお話ししました。

それから、11月末に2回目の出張なんでも懇談会を行いました。その中で特に深夜のことだと思われませんが、救急車や消防車などの緊急車両が降雪により通れない場合にはどこへ連絡すれば良いのかという質問がありました。消防署では積雪等で緊急車両が走行できない場合は、まず行けるところまで車両で向かって、その後は担架等を使用して現場まで行く、また業者による除雪が必要な場合は通信指令室から除雪業者または総合事務所へ依頼するということでしたが、各集落の皆さんには普段から共助による除雪をお願いしたいとのことでした。業者の考えもお聞きしましたが、緊急車両の関係で除雪業者に依頼があった場合、業者は近くにいる人をオペレーターに充てて、除雪の出動態勢をとりたいとの協力的な意見もいただきました。雪の状況や時間帯、発生場所によっても出動できる条件は変わってきますが、緊急車両の場合はできる限り対応したいと事務所のほうも思っております。

前回の地域協議会でもお話がありましたが、国道に20cm以上雪が積もっているのに、市道には除雪車が来たが国道は除雪車が来ないという連絡を総合事務所へ入れたときに「直接、県へ電話してください」と言われたが、市民の方は一般的に総合事務所へ連絡するので、そういった電話があったら県の担当者へも総合事務所から連絡してほしいというお話もありました。この件については、県へ直接に電話されても良いですが、市に依頼された場合は、県の担当に連絡するようにしたいと思っております。

続いて、業者への要援護世帯の情報提供につきましては、除雪会議の時にお話させていただきました。市では限られた時間内に効率良く除雪作業を行うために、両側に雪をかき分ける除雪作業を行っており、玄関先などに残る雪の処理は市民の皆さんにお願いしている訳ですが、市の高齢者支援課から雪処理が困難な要援護世帯の玄関前に、雪が残らないよう配慮願いたいとの依頼がございましたので、業者には可能な範囲で対応していただけるようお願いしました。高齢者支援課では、要援護世帯から情報提供することの了解をいただいたうえで色付けし、分かるようにして業者に配布してあります。

以上、簡単ですが、除雪体制について報告させていただきました。

【村松勝藏副会長】

お願いですが、信濃町で排雪した雪の上で子どもが遊んでいて、その下敷きになるとい事故が起きていますよね。わが浦川原区、又は建設グループが所管する大島、安塚の除雪業者に、この事故を受けてこういう場所がないか、あったら処置をなささいという指示をしたのか、していないのか。していないようならしていただきたいと思えます

ので、よろしく申し上げます。

【竹内建設グループ長】

指示したかは確認していませんが、12月から雪が例年になく積もったため、排雪作業を行っております。そうした事故がないように気を付けていますが、思いも寄らない事故があるかもしれませんので、注意喚起を図っていきたいと思います。

【村松恵子委員】

そのことについて、小学校の子どもたちにも雪山の上へ登らないようにと徹底させるようにしてください。子どもは思わぬ行動に出ますので、いくら注意してもいつそういう行動に出るか分かりません。子どもたちにも徹底してくださるよう、お願いします。

【藤田会長】

南雲グループ長、対応をよろしく申し上げます。

【南雲教育・文化グループ長】

はい。そのようにいたします。

【池田委員】

蛇足的な話になるかもしれませんが、前回の地域協議会でも道路除雪に関しては、行政のほうから指導してほしいという話がたくさん出ました。これに対して、今回も竹内グループ長からいろいろな説明がありました。

確かに除雪に関しては、契約した業者として、私たちの生活道路を確保するという使命があるので、皆さんがおっしゃるとおりなのですが、実は私、30年ほど前には建設会社におりましたので、柏崎と柿崎の間から名立までの間の国道8号の除雪をしておりました。この場で話すことが相応しいか分かりませんが、例えば雪を飛ばすロータリー除雪車があります。1台で家一軒以上する機械です。その機械で家が混んでいる所へ行くと雪のやり場がなくて、歩道と車道の間縁石の上に置きながら作業するのですが、それでも置ききれなくて前へ、前へと送りながら作業します。そうすると、どうしても歩道側の住宅のほうへ少し落ちてしまうためにそこの住民の方が怒る訳です。私たちは、「もう来るな」と言われながら、運転席に雪をぶつけられた経験も何度もあります。

それから皆さんご存じだと思いますが、谷浜の駅前には国道8号と線路が平行に走っていて、そこもやはり雪の山になって雪のやり場がなくなります。半分は道路へ落として、半分は線路側に落としながらロータリーで行った訳ですが、「おい、線路のほうへ落ちているじゃないか」と言われて見たところ、線路側へ30mほど雪がかかってしまっておりました。なかなか雪の壁が高くて、運転席からも見えなかったためなのですが、こ

れは大変だということで、オペレーター3人で車を降りて駅へ連絡しました。そうしたら、もう急行が名立まで来ているということで、即、名立で急行を止めていただいて、3人で必死に線路にたまった雪を取り除いて、急行も少し遅らせてもらって通過させたことがありました。あの辺の所管は糸魚川ですが、次の日に私の勤めていた会社の社長と私と、あと他のオペレーターとで謝罪に行ったということもありました。

先ほど、竹内グループ長からも話がありましたが、業者もそのように我々が気付かないところで苦勞されています。私の昔の経験談ですが、業者も一生懸命にやっている、皆さんが思っているより真剣に取り組んでいるのだということをお話をさせていただきたくらいに思いましたので、お話をさせていただきました。

【藤田会長】

はい、参考にさせていただきたいと思います。除雪に関しては、互助の精神が必要だと思います。多分これは昭和48年、亡くなった田中角栄さんが、当時、建設大臣をされて、「雪は災害である」ということで法律化して道路の整備がなされ、除雪もなされるようになったものと思いますが、我々が今、雪国でこのように車に乗りながら暮らせるということを、一度、良く考えてみる必要があります。今、池田委員がおっしゃったようなこともあると思います。人間のわがままだという部分もある訳で、除雪がなかったらどうしようということも一度、考える必要があると思います。道も整備され、除雪もされるようになったことを我々が良く自覚しながら、互助の精神を働かせ、この恵みに対する有難さを認識しなければならないと思っております。

【五十嵐委員】

確認ですが、町内会を預かる者としては毎年、春先除雪は、いつになるのかと、ちょっと心配になります。これについては我々のほうから要望しなければ、実施していただけないのでしょうか。それとも総合事務所のほうでパトロールして、雪の押し出してある場所、私の町内だと3、4か所くらいありますが、その辺はどういう体制を整えているのでしょうか。

【竹内建設グループ長】

苗代などは3月中にしなければいけない状況ですし、周りに雪が全然なくなっているのにその近辺だけ雪山があれば、地主の方は気をもんだりすると思います。一般的な雪戻しは4月の予算になると思いますが、建設グループでも現場を確認させていただいて、周りの状況を見ながら考えさせていただきたいと思います。特殊な事情があれば、委員のほうからお話いただければと思いますが、3月末から4月にかけてとなると思います。

業者は毎年、排雪場の雪戻し等をさせていただいていますので、主としては当方で確認してやらせていただきたいと思います。それで何か不都合な点があれば、ご連絡をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

【五十嵐委員】

我が町内会で雪が押し出されている現場は、全て田んぼの用地です。町内の皆さんは、4月に入ってすぐに作業を始めるという訳ではないと思いますが、やはり農家の方がいろいろと心配しております。1日でも遅らせればそれだけ雪の量が減りますので、市としては良いのですが、その辺は現地を見ながら対応していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

【藤田会長】

ある時期になりますと、農家は気が焦ってきますので、人並に早くという気持ちは良く分かります。竹内グループ長、よろしく申し上げます。

【山崎委員】

今のご意見の関連で、田んぼはまだ良いのだけれど、畑にロータリーで雪を山に積まれたら困ります。畑を打つことができないのですよ。田んぼは、どうせ軟らかくても掻くので良いのですが、畑というのは、春、ものすごく乾いたときに打たないと土が粉にならなくて、柔らかいときに打つと土がごろごろと塊になって、一年中、いくら後から打ち返ししても駄目になるのです。雪があると乾かない。そこだけ山になって雪がある訳だから、トラクターで行ってもそこは打たないで避けているので、むしろ田んぼなんかはどうでも良くて畑のほうはきちんとしてほしいものです。

今、五十嵐さんが聞いた趣旨は、こちらから話をすれば良いのか、黙っていても良いのかということだと思いますよ。そこをぼかさないうで答えてもらいたい。言ったら受け付けてくれるのですか、という話だと思います。

【竹内建設グループ長】

その辺は、周りの状況もあり、言われたから「はい」という訳にはいかない場面もありますが、相談していただきたいと思います。そういう事情があれば、やらなければならないと思います。弁解になってしまうかもしれませんが、雪が周りに山のようにあるのに、ここだけきれいにしてほしいという訳にはいきません。周りの状況を見ながら実施させていただきますので、特別な状況があれば言っていただきたいと思います。

【山崎委員】

共助、互助は皆、分かりますが、だからこそ冬に雪を置かれても、皆、何も言わない

でお互い様にしている訳ですよ。だからその辺の精神は、春になっても忘れる訳じゃない。人って、あまりそういうことを言いたくないじゃないですか。だから、それを言い出すということは、余程、腹に据えかねて、言い出すのであって、それを更に見て、お宅はこの程度なら待つてよという話になるのかどうかはそちらの判断に任せますが、その辺は決して無理なことを言ってくる訳ではないだろうと私は思います。

【竹内建設グループ長】

ご意見は尊重させていただきたいと思っております。

【藤田会長】

それと、皆さんがおっしゃるように、その場、その場で条件は違うということで、山崎委員は畑だと困るということになれば、そこへ排雪していること自体を、今後、検討していく必要があるのではないのでしょうか。

【山崎委員】

それは、お互い互助の精神があるから、そこへ置かないと大変なことになるから、お互いに隣近所あるいは通行する人の迷惑になるから、そこへ置いてもらっても結構ですが、という話です。

【藤田会長】

それではひとつ、地権者の方も総合事務所も、お互いに話し合ったり気を遣いあったりしていただくよう、お願いするということによろしいでしょうか。

分かりました、では、ご意見として伺っておきますので、行政の方々もよろしく願いします。

「② ゆあみの学習会について」です。資料はありませんが、所長からご説明をお願いします。

【奥田所長】

それでは、先般行われましたゆあみの学習会について、口頭で申し訳ございませんが、今後の予定も含めて、簡単に説明させていただきます。

地域協議会の皆様から提案がありましたゆあみの協議について、学習会として昨年末の12月22日に開催いたしました。当日は大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございました。学習会の状況と今後の予定を簡単にご報告させていただきます。

学習会には地域協議会の皆様の他、山崎市議会議員、NPO夢あふれるまち浦川原(以下、「NPO」という。)から武田理事長、竹内副理事長、西山事務局長、そしてゆあみの堀井支配人からご出席をいただきました。石田議員は都合によりご欠席でした。

当日は、私どもが用意しましたゆあみの収支状況や他の類似施設との対比をしたゆあみの現状を示す資料をご覧いただき、ご説明を申し上げます。また、NPOからは団体として取り組んでこられた経緯や今後の事業展開についてまとめられた資料が用意され、ご説明がありました。

意見交換の主な内容としましては、指定管理に向けた事務所とNPOとの協議の場が設けられていないこと、市としての今後の方針が示されていないことに対するご意見が多くございました。これにつきまして私から、指定管理に向けた協議は、ゆあみの収支状況が極めて厳しい状況から慎重になっている旨をお答えいたしました。

また来年度予算の方針として、ゆあみの運営はこれまで同様、NPOへの業務委託を予定していることもお話しいたしました。

NPOからは、事務所とNPO、そして事務所とNPOを中心に構成しているゆあみ運営協議会の事前協議を速やかに行うようにと、ご意見をいただきました。また、これまでの市のゆあみの管理や運営の取組に対して、終始、厳しいご意見をいただきました。

そして、学習会の後半で、私からアイスクリームの製造販売について、収支状況が厳しいことから平成27年度は予算化しない予定であることをお伝えしました。これに対しては、「突然の話で承服できない」との強い意見がございました。また、「NPOが製造販売を引き継ぐことは可能か」とのご提案もいただいたところであります。

全体としましては、学習会の意見を改めて観光振興課長、産業観光部長に伝えるとともに、NPOとの事前協議と次回の学習会を取り急ぎ開催するというところで閉会したところでございます。

その後、観光振興課長、産業観光部長に学習会の内容を報告、そして協議いたしました。アイスクリームの27年度の製造販売は、やはり収支状況から継続は困難だという判断でございます。NPOが製造販売を引き継ぐことに対しては、条件整備を行って検討することといたしました。

また、NPOとの事前協議や次回の学習会につきましては、関係者の皆様と調整しながら行うことといたしました。年明け後、NPOの事務局と調整した結果、途中で予定変更もありましたが、今月の29日、木曜日の夕方5時30分から、NPOの役員の方々と総合事務所、そしてNPOと事務所と地域の代表の方で構成しているゆあみ運営協議会を合同で行うこととなっております。その席でゆあみの運営、アイスの製造販売等について、協議をさせていただきたいと思っております。次回の学習会の日程は、その会の結果を踏まえて、藤田会長と相談しながら調整させていただきたいと思っております。

なお、皆様に既にご案内のとおりですが、現在、市では公の施設の再配置計画の策定作業を進めているところでございます。現段階での見通しですが、2月の下旬ごろに公表される予定とのことです。いずれにしても、ゆあみの運営につきましては、今後とも地域の皆様に適切にご説明、ご協議をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。簡単ではありますが、以上です。

【藤田会長】

今、第一回の学習会の経過報告と今後の進め方について、ご説明をいただきました。ご説明を受けた、ということでよろしいでしょうか。

(会場内から「はい。」の声)

それでは、「③ 浦川原運動広場の施設について」、説明をいただきます。

【南雲教育・文化グループ長】

浦川原運動広場の施設について、追加資料となっている資料をご覧ください。

実は、公の施設の使用料見直しの作業の中で、現在、利用できない状況にある施設で、今後も利用が見込めない施設の廃止を検討しています。浦川原区におきましては、浦川原運動広場のテニスコートと、ゲートボールコートが図面上にありますが、それらを廃止したいと考えているところでございます。

テニスコートは全天候型コートが2面設置されておりますが、コートに亀裂が入っており、また外周ネットも一部しか残っていないことから、使用困難な状況でございます。ゲートボールコートも図には示してありますが、実際にはマーカが各角にあるのみでライン等は引いてありませんし、実態は野球場の外野ということで、草が生えていてゲートボールコートとして使用困難な状況であります。

どちらの施設も5年以上利用されていない状況で、施設の利用要望、あるいは修繕の要望等もいただいておりませんし、実際にはこの代替施設として浦川原体育館が利用されている状況です。テニスコートは廃止後、この運動広場の駐車場として利用したいと思っております。

また運動広場の他に、浦川原体育館の附属施設として温水シャワー設備がありますが、こちら数年前にボイラーが故障して以来、利用できない状況です。故障する前も利用が全くなかったということから修繕を見送っておりましたが、体育館の利用者からの修繕要望、利用要望もないことから、こちら廃止したいと考えております。

廃止の諮問をさせていただく前に、現在の考え方等をあらかじめご説明させていただきたいと、このような報告をさせていただきました。これらの施設の廃止については2

月、もしくは3月の地域協議会に諮問させていただき、答申をいただいた後、27年6月の市議会定例会に廃止条例を提案したいと考えております。詳細は諮問させていただく際に改めて説明させていただきますが、状況をご承知おきください。

【藤田会長】

事前の予告と申しますか、皆さんにあらかじめ知識を持っていただいて、その上で諮問に応じるということになります。今のご説明ですと2月か3月に諮問が上がってくるということでもあります。これについて、何かご意見はありますか。

(会場内から、「なし。」の声)

ないようですので、皆さん良く精査されて、できれば質問等を事前にいただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、「④十日町市松代におけるバスの運行について」、資料3により大場総務・地域振興グループ長からご説明をお願いします。

【大場総務・地域振興グループ長】

前回、12月19日開催の地域協議会において水澤委員から発言がありました、十日町市松代のバスの運行内容が分かりましたので、ご説明いたします。

(資料3に沿って説明)

現在、浦川原区内において予約型乗合バスを運行しております。この乗合バスについても今後、多くの方から利用していただけるように工夫していかなければならないと思っておりますし、今回、お聞きした松代で運行しております混乗型スクールバスにつきましても、経費、そして路線、車両の台数を含めまして、浦川原区においてはどのような方法で運行できるかを検討してまいりたいと思っております。

【藤田会長】

水澤委員、ご説明を受けたということでよろしいですか。

【水澤委員】

はい、ただ現状の浦川原の場合の経費的なものですが、比較してどのような感じなのでしょうか。ザッとで良いですから。

【大場総務・地域振興グループ長】

予約型のほうでよろしいですね。市からの補助金は、年間約700万円です。そして、そのうち国の補助が半分入っております。

【水澤委員】

それでは、この松代方式で行った場合には。

【大場総務・地域振興グループ長】

車両の台数にもよりますし、今の予約型バスも完全に廃止できないと思いますので、その兼ね合いもありますが、これからシミュレーションをしてみたいと思います。

【水澤委員】

恐らく、松代さんでこれだけの額でできるのだから、その位の額で収まると思うのですが。

【大場総務・地域振興グループ長】

ただ、これには車両の購入費は入っておりません。この金額は年間の維持管理費、運行費のみです。

【水澤委員】

今後も研究していただいて、必要であれば皆さんに情報提供していただく形で。できるだけ安価に、使い勝手の良い公共交通を目指してもらえればありがたいと思います。

早速、動いていただいて、ありがとうございました。

【大場総務・地域振興グループ長】

もう一点よろしいでしょうか。

同じく、前回の地域協議会で、住民の方が予約していたバスの1便前のバスに乗ろうとしたら、予約していないために乗れなかったというお話がありました。東頸バスにそのことを伝えて、運転手の方に今までお断りした実態があったかどうかを確認しました。

お聞きしたところ、今までそういうことはなかったというお話でした。これまでも、たとえ予約がなくても、バスが運行されていて停留所にお客様がお待ちであれば、必ず乗車するようにそういう体制を組んできたというお話をされていましたが、今後もそのような体制でいくとのことでした。

また、予約は原則、出発時刻の30分前までですが、予約していなくても乗らなければならない場合は、まず電話をいただきたいということでした。そこで運転手と車両を確保できれば、バスを運行すると言っておりました。

それから、今までも予約の負担が大きいというお話を何回かお聞きしております。これまでもバスを降りられる際に、運転手から帰りのバスの予約や次回のバスの予約を聞くようにしていましたが、そのことをより徹底していただくことと、受付の電話対応も今まで以上に親切丁寧に行っていただくようお願いしてきましたので、ご承知願います。

【藤田会長】

村松恵子委員、今のご説明でよろしいですか。

【村松恵子委員】

はい。私が聞いた話では、乗れないことがあったとのことでしたが、30分前でも名前と、集落はちゃんと申し込まなければいけないですね。

【大場総務・地域振興グループ長】

予約型ですので、30分前までに乗る場所と降りる場所、そしてお名前を伝えていただければと思います。

【村松恵子委員】

分かりました。

【藤田会長】

では、報告いただいたということで、ご了解いただきたいと思います。

【水澤委員】

三和区振興会が運行しているバスが好評で、定着化してきて、区内でしょうけど今度、延伸する方向で、市も交えて検討するとの動きが、上越タイムスだったかに載っていました。私たちも注視したいと思いますので、何か情報があれば。

【大場総務・地域振興グループ長】

1月21日の新潟日報に掲載されていまして、NPO法人三和区振興会へ電話でお聞きしましたところ、運行日は月曜日から金曜日まで、便数は1日5便でコミュニティプラザ発午前8時30分、10時、11時30分、午後1時30分、午後3時30分だそうです。利用料金は無料です。運行区域は三和区内のみで、決まった路線はなく、予約の状況、乗る場所と降りる場所によって、毎日コースを変えているそうです。

乗車するには会員登録が必要で、登録は無料、三和区在住の方ならどなたでも登録ができるそうです。乗車はやはり予約制で、希望日の前日の午後5時までに三和区振興会の事務局へ電話で申し込みをしていただく必要があります。車両は1ボックス車1台で、事務局職員2人が交替で運転しているそうです。今回、この事業に伴って新たな運転手の採用はなかったと聞いております。

また、経費ですが、車両はレンタルで、そのレンタル料は2年間で約40万円、車両の保険料が年間11万円、ガソリン代が1か月5千円かかっているそうです。聞きとった内容は、以上となります。

【水澤委員】

新聞では、ルート化するというようなことも載っていましたが。

【大場総務・地域振興グループ長】

実証実験ということで、去年の7月から来年の3月までを予定しているということでした。今の段階では、やはり希望者もありますので、止める訳にはいかないだろうということでしたが、課題としては財源の手当てが今後、どうなるかということをお話しておられました。

【水澤委員】

それは、行政でやるのではないのですか。振興会で路線化の実証実験もやるのですか。

【大場総務・地域振興グループ長】

今、実証実験により、どのくらい利用があるかを三和区振興会がやっております、そのデータを集めて、来年の4月以降にどうするかということだと思います。

【藤田会長】

それでは、報告は以上です。

「4 協議」に移りたいと思います。「(1) 地域活動支援事業報告会の開催について」、資料4をご覧ください。これについては、あらかじめ2月22日午後1時30分からということで、コミュニティプラザ4階の市民ホールで開きたいとのこと、合わせて会議次第にもありますように次回の協議会は同じ日の午前10時からということで、去年と同じような方式でさせていただきたいと思っています。

概要は以上ですが、保高さん、何か補足説明はありますか。

【総務・地域振興グループ保高班長】

資料4をご覧ください。

具体的には、1団体あたり15分くらいの持ち時間として、そのうち発表を10分、それから質疑応答で5分、団体さんの交代で概ね5分という時間枠を繰り返して、発表していただければと思っております。

また、この資料をお配りしてからの変更点ですが、まず、各団体に事前連絡したところ、次第の6番の「すずらんの会」は、どうしてもこの日は都合がつかないと言っておられまして、実施された事業の内容が分かるものをこの日までにペーパーで用意するので、それでご容赦願いたいとのことでした。

それから、この時間割の中に休憩時間を加味してありませんので、途中で10分なり、15分の休憩時間をとらせていただくように、これから再度、調整します。

時間枠の方針としては資料どおり1団体あたり15分で変更しませんが、以上の2つの変更要件を踏まえて、少し細かな時間枠の組み直しをさせていただいて、ご案内した

いと考えております。いかかでしょうか。

【藤田会長】

はい、2月22日は、午前は地域協議会の会議、午後は報告会で1日潰れてしましますが、皆さんからは日程の調整をお願いしてご出席していただけるよう、ご協力をお願いいたします。

次に「(2) 地域協議会だよりの発行について」、これについては、私から説明をさせていただきます。資料5でございます。

あらかじめ皆様へ送付させていただいていると思います。編集委員は私と中村委員と村松恵子委員で務め、事務方からまとめていただいたものでございます。

この内容について、あるいは文言、誤字等、何かありましたらご指摘いただきたいと思います。ここでご承認いただいて月末に配布したいと思っております。よろしいでしょうか。

(会場内から「はい。」の声)

では、承認いただき、月末に配布したいと思います。

「(3) 次回の開催日について」ですが、先ほど申し上げました2月22日の午前10時からでお願いしたいと思います。お弁当をご用意いただいて、1日ご協力をお願いします。

次に「5 その他」ですが、何かありますか。

(会場内から、声なし)

ないようですので、第9回浦川原区地域協議会を閉会します。長時間、ご苦勞さまでした。ありがとうございます。

9 問合せ先

浦川原区総合事務所 総務・地域振興グループ

TEL : 025-599-2301 (内線 305)

E-mail : uragawara-ku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。